

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年5月24日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	高機能消防指令センターシステム調達支援業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13300013
(3) 物品委託役務内容	高機能消防指令センターシステムの調達にあたり、現行のシステム及び指令業務運用状況について調査を行い、プロポーザルの基礎資料を作成し、契約支援を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から平成31年10月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市消防局指令課
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	情報処理>システム開発・改修等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	平成30年度又は過去10年度の間の高機能消防指令センターⅡ型以上のシステム調達支援業務を地方公共団体から元請として受注し、誠実に履行した実績がある事業者。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年5月24日～ 平成30年6月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年5月24日～ 平成30年5月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 指令課（発注担当課） 東広島市西条町助実 1173 番地 1 電話番号 082-422-0119 /ファックス番号 082-423-8243 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年6月5日～ 平成30年6月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年6月11日～ 平成30年6月12日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年6月13日 午前10時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求める。
本案件は、落札候補者が平成30年6月14日 午後 5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書	○	様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書	○	
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	履行実績調書

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 平成30年6月14日 午後5時15分

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

高機能消防指令センターシステム調達支援業務 仕様書

第1章 総則

第1条 業務名称

高機能消防指令センターシステム調達支援業務

第2条 履行場所

東広島市消防局指令課

第3条 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年10月31日まで

第4条 適用

本仕様書は東広島市(以下「発注者」という)が実施する高機能消防指令センターシステム調達支援業務(以下「本業務」という)を受注業者(以下「受注者」という)が実施する際の諸条件について定めるものとする。

第5条 目的

本業務は、高機能消防指令センターシステムの調達にあたり、現行の富士通ゼネラル社製システム、型式HA-3000D(以下「現行システム」という。)及び指令業務運用状況について調査を行い、課題を抽出し、高機能消防指令センター構築業務プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の基礎となる資料の作成を行うことを目的とする。

第6条 資料の貸与

1. 発注者は、本業務を実施するにあたり必要な資料を受注者に貸与する。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。
5. 受注者は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出しなければならない。

第7条 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について発注者の許可なく外部に公表してはならない。

第8条 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施にあたっては、東広島市契約規則その他、関係法令等を遵守しなければならない。

第9条 業務実施責任者

受注者は、自社に在籍し、過去10年間に受注者の元請業務において履行完了した高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムの実施設計及び監理業務に従事した経験を有する者を業務実施責任者として選任し、発注者に届け出るものとする。(

第10条 検査

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 発注者は受注者の担当技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務等成果品の検査
 - (2) 業務等状況の検査業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

第11条 修補

1. 受注者は、速やかに修補しなければならない。
2. 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。
4. 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第12条 再委託

1. 受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。
 - (1) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

第13条 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、対応を決定する。

第2章 業務概要

第14条 作業前の準備

1. 受注者は、作業に先立ち、消防年報等の貸与資料により発注者の現状業務運用状況の確認を行い、作業に使用する各種資料の準備を行う。
2. 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し発注者の承認を得るものとする。

第15条 要求事項確認表の作成

1. 受注者は、発注者が作成した「高機能消防指令センターシステム構築基本設計書」(以下「基本設計書」という。)を熟読し、基本設計内容を正確に把握するものとする。
2. 受注者は、「基本設計書」をもとに「希望機器構成確認表」「システム詳細要望確認表」により構成される「要求事項確認表」を作成するものとする。また、追加確認が必要な事項についてヒアリングシートを発注者に提示し、その回答を「要求事項確認表」に追記すること。

第16条 システム要求水準の検討

1. 受注者は、「基本設計書」に記載された新システム装置構成案について要求事項確認結果を踏まえ精査・検討を行うものとする。
2. 受注者は、新システムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うこと。
3. 受注者は、システム詳細要望確認表をもとにシステム機能要求水準の検討を行うこと。
4. 受注者は、要求水準の検討にあたり、事業費が基本設計における概算事業費の枠を超えないよう留意するものとし、費用規模把握のため必要に応じ業者から見積を徴取すること。

第17条 システム移行設置手法の検討

受注者は、新システムへの切り替えに伴うシステム移行設置手法の検討を行うこと。

1. 指令台等の指令室設置機器については、災害対策室に免震床を敷設し、指令台を設置することを原則とし、検討を行うこと。
2. 機械室設置機器については、現行の機械室スペースが手狭であるため、他のスペースに、制震ラック、免震ラック等を活用し設置すること原則とし、検討を行うこと。

第18条 システム設置箇所の調査

1. 受注者は、署所のシステム設置場所については現行システム竣工図を収集し机上調査を行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行うものとする。
2. 受注者は、署所の机上調査における不明点や機器設置上の留意点を確認するため、必要に

応じて発注者若しくは現行システム保守業者に対しヒアリングを実施するものとする。また、機器設置上の留意点が存在する場合、調査報告書に取りまとめるものとする。

第19条 システム調達仕様書案の作成

1. 受注者は、要求事項確認結果及びシステム要求水準検討結果をもとに、プロポーザルを行うにあたり参加業者に提示する高機能消防指令センターシステム調達仕様書案の作成を行うものとする。
2. 発注仕様書案は下記項目について記載するものとする。
 - (1) 総則
 - (2) 共通条件
 - (3) システム構成
 - (4) システム要求仕様条件
 - ア 機能仕様条件
 - イ 構造仕様条件
 - ウ 機器仕様条件
 - (5) 詳細設計業務条件（システム及び工事）
 - (6) 据付・調整（工事）条件
 - (7) 瑕疵担保対応
 - (8) 保守対応条件
3. 調達仕様書案の提示にあたって受注者は、発注者に対し下記事項の説明を現地打合せ協議時に必ず行うものとする。
 - (1) 受注者が重点とみなす事項
 - (2) 要望事項の反映状況
 - (3) 要望が反映されなかった場合についてはその理由
4. 受注者は、仕様書の改版における修正履歴の管理を行い、改版時に発注者に提示する。

第20条 システム参考レイアウト図面作成

1. 本章第5条及び第6条の調査結果を踏まえたうえで、下記図面を作成する。
 - (1) 指令室及び機械室機器参考レイアウト図
 - (2) 新システム構成図
2. 署所機器の参考レイアウト図については、システム調達時（プロポーザル時）においては現行システムの機器配置図をもって代用するため、新規の作成は不要とする。

第21条 事業費積算

1. 受注者は、システム調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから再度見積書を徴取し、事業費及び維持管理費用の参考積算案の作成を行うものとする。見積徴取業者数については原則発注者の規定に従い、発注者及び受注者の協議の上決定するものとする。
2. 見積徴取にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により発注者が実施する。

第22条 技術提案評価に関する検討

1. 受注者は、プロポーザルにおける技術提案依頼項目及び評価基準について発注者と協議を行い、検討結果を取りまとめるものとする。
2. 受注者は、評価配点基準について発注者の要請に応じて助言を行うものとする。
3. 受注者は、技術提案依頼時に参加業者に提示する「プロポーザル実施要領書」と付随する各種様式の素案について過去の発注者におけるプロポーザル発注事例等を参考に作成する。

第23条 システム要求水準書案の作成

1. 受注者は、システム調達仕様書案をベースに、前条における検討を反映し、下記項目欄により構成される「システム要求水準書」の素案を EXCEL シートにて作成するものとする。なお、本要求水準書案は、プロポーザルの提案参加業者に提示し、回答を記入させることを前提として作成する。
 - (1) 装置区分
発注仕様書案の記載区分による。
 - (2) 要求仕様内容
装置区分ごとの機能仕様、機器仕様及び構造仕様について発注仕様書案の記載内容を転記すること。
 - (3) 要求レベル（重要度）
要求仕様毎の重要度について第 16 条での検討結果に従い記載する。
 - (4) 実現方法入力欄
各要求仕様に対する実現方法について下記選択肢により入力できるようにすること。
 - ア 標準パッケージ対応
 - イ カスタマイズ対応
 - ウ 提案による代替対応
 - エ 実現不可
 - (5) 実現方法の補足事項記載欄
提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

第24条 評価及び契約支援

1. 受注者は、発注者が実施するシステム構築業務のプロポーザルにおいてプロポーザル参加業者からの調達仕様書等に対する質疑回答支援等を行うものとする。
2. 受注者は、発注者が実施するシステム構築業務のプロポーザルにおいて、技術提案評価のポイント等について発注者へのアドバイス及び質疑回答を行うものとする。
3. 受注者は、最優秀提案業者が提出する技術提案書の内容を反映した契約用仕様書案について調達仕様書と齟齬がなく技術提案内容が漏れなく反映されているか確認精査を行うものとする。

第25条 打合せ協議

1. 打合せ協議は原則月 1 回以上実施すること。ただし、電子メール等の活用により割愛できると発注者が認める場合はこの限りではない。

2. 打合せ協議には第9条に規定する業務実施責任者若しくは業務実施責任者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席すること。

第26条 特定事業者選定への事業参加

次の条件の者は、本市が今後入札公告を予定している特定事業者選定への事業参加はできないものとする。

- ア 本業務の受注者
- イ 本業務の受注者と会社法上（会社法第2条第3号、第4号）の「親会社」と「子会社」の関係にある会社
- ウ 本業務の受注者と親会社を同じくする子会社の関係にある者
- エ 本業務の受注者の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合にあつては、当該他の会社

第3章 納品成果等

第27条 納入成果品

本業務における成果物は下記のとおりとし、製本で各3部、電子媒体(CD-R)で2部納入するものとする。

- (1) 要求事項確認書
- (2) システム要求水準検討報告書
- (3) システム移行設置検討報告書
- (4) システム設置箇所調査報告書
- (5) システム調達仕様書案
- (6) システム参考レイアウト図面
- (7) 事業費積算書
- (8) プロポーザル評価基準等検討資料
- (9) プロポーザル実施要領案及び各種様式案
- (10) システム要求水準書案
- (11) 調達仕様書等に対する質疑回答書案
- (12) 技術提案評価支援報告書
- (13) 契約用仕様書案確認精査報告書
- (14) 打合せ議事録
- (15) その他必要書類

第28条 納入場所

東広島市消防局指令課

第29条 納入期限

- (1) 第27条(1)～(10)及び平成30年度業務に係る(14)及び(15)

平成31年 3月31日

(2) 第27条(11)～(13)及び平成31年度業務に係る(14)及び(15)

平成31年10月31日

第30条 部分払

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
第29条(1)履行分	円	部分払(部分引渡し)
第29条(2)履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。